

障発第0330011号
平成19年3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所
及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い等について

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第12の8及び第13の9に規定する精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等及び指定就労移行支援事業所等については、長期に入院している精神障害者の地域生活への移行を図るために必要な支援の一つの選択肢であり、その施設基準は、既に厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号。以下「施設基準」という。）によりお示ししているところであるが、昨年10月以降、精神障害者の地域生活移行を積極的に展開している地域における福祉、医療等の関係者からのヒアリング等を通じて、退院支援、地域生活移行に向けた取組に係る好事例を収集、検証し、その運用の在り方について検討してきたところである。

これを踏まえ、今般、その運用上の取扱い等を下記のとおり定めたので、ご留意の上、管内市町村あてご周知のほどよろしくお願ひする。

記

1 精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所の運用上の取扱い

（1）支援の基本的な考え方

精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所及び指定就労移行支援事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者（以下「事業者」という。）は、支援を実施するに当たって、利用者が自立した日常生活



活又は社会生活を営むことができるよう、定められた期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うこと（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第165条及び第174条）。

（2）地域移行推進協議会の設置等

- ア 事業者は、利用者の地域生活移行の支援に当たって、利用者及びその家族、市町村職員、当該事業者以外の障害福祉サービス関係者、地域住民等利用者の地域生活移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置すること。
- イ 地域移行推進協議会は、（3）及び（4）に定める事項に照らして、事業者の行う事業の運営状況を定期的に把握し、事業者に対して、必要な要望、助言等を行うこと。
- ウ 地域移行推進協議会は、地域における住まいの場や日中活動の場を確保するため、地域自立支援協議会との連絡調整を行うこと。
- エ 市町村は、地域移行推進協議会の運営が公正かつ円滑に運営されるよう助言等を行うこと。

（3）地域生活移行の着実な推進

- ア 事業者は、事業所内における訓練等のほか、
 - （ア）個別支援計画に基づき、利用者の地域生活移行後の生活スタイルに応じて、公共交通機関の利用、外出、グループホームへの体験入居等敷地外での訓練等
 - （イ）地域交流を図るための事業や障害当事者による支援活動（ピアサポート活動）等を積極的に活用することにより、利用者が地域住民の一員であることの意識付け、利用者の地域生活移行に向けた意欲の涵養、自信回復等に努めること。
- イ 事業者は、利用者の円滑な地域生活への移行を図るため、常に、市町村、当該事業者以外の障害福祉サービス関係者、相談支援事業者その他精神障害者の地域生活移行を支援する関係機関との連携を図ること。
- ウ 事業者は、利用期間内に地域生活移行が着実になされるよう個別支援計画に基づく支援を行うとともに、その趣旨を十分に踏まえた事業運営に努めること。

（4）開かれた施設運営

- ア 事業者は、利用者の生活能力や地域生活移行に向けた意欲を向上させる観点から、精神障害者退院支援施設加算の対象となる利用者のみならず、外部の利

用者の受入れを積極的に行うこと。

イ 事業者は、グランド、会議室等敷地内の設備等を積極的に地域住民に開放するとともに、地域の行事への参加等により地域との交流を積極的に推進すること。

ウ 事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条の規定に基づき、常に、その提供する支援について、利用者等からの苦情の適切な解決に努めること。また、苦情解決の受付・処理状況等について、定期的に地域移行推進協議会に報告すること。

2 施設基準に係る留意事項

(1) 病床転換の考え方

精神病床の転換の比率は、事業所の定員1に対して、病床1以上とするものであること。

(2) 病院からの独立性の確保

ア 事業所は、原則として病棟単位で転換する等、病院からの一定の独立性を確保すること。

イ この場合において、指定基準第168条第1項及び第3項並びに第179条において準用する第81条第1項並びに施設基準第4号口及び第5号に規定する事業所の設備は、利用者の支援の実効性を高める観点から、原則として、専ら当該事業所の用に供するものとすること。

3 その他の留意事項

事業者は、報酬告示別表第12の8及び第13の9の規定に基づき、都道府県知事に届出を行うに当たっては、施設基準に定める事項のほか、上記1及び2に定める事項についても併せて届出を行うこと。